

労働安全衛生法 (1 / 2)

1972年「労働基準法」第5章が独立

第1条 (目的)

労働基準法と相まって

労働者の安全と健康の確保

快適な職場環境の形成の促進

安全配慮義務

労働者が労務に服する過程において生命及び身体等を危険から保護するよう事業者が配慮すべき義務

第3条 (事業者等の責務)

安全配慮義務

快適な職場環境の実現

労働者の安全と健康を確保

国が実施する労働災害防止に関する施策に協力

労働者に対する**債務**

第4条

労働者は

労働災害の防止事項を守る

事業者の措置に協力する

第66条 (健康診断)

66条以下
義務違反 → 罰則

健康診断の実施

医師等からの意見の聴取

就業区分とその内容

通常勤務、就業制限、要休業

作業環境管理、作業管理

就業上の措置の決定等

労働者からの意見の聴取

衛生委員会等の開催

健康診断結果の**通知**

健康情報の目的外利用の禁止

「安全管理者」「衛生管理者」
50人以上の労働者 → 義務

労働安全衛生法（2 / 2）

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

THP・・・心身両面にわたる健康保持増進措置

第71条の2

事業者の講ずる措置

継続的 計画的に

快適な職場環境を形成

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

第69条（健康教育等）

健康教育および健康相談

労働者の健康の保持増進

継続的かつ計画的に

第70条の2

措置が適切、有効に実施されるために

労働大臣は指針を公表

措置の内容

作業環境管理（快適な状態に維持管理）

作業管理（作業の方法を改善）

施設・設備の設置・整備

快適な職場環境（清潔で使いやすい状態）

考慮すべき事項

継続的かつ計画的な取り組み

労働者の意見の反映

個人差への配慮

潤いへの配慮